

東海市告示第114号

次の放置自動車について、この告示をした日から起算して14日を経過した日までに所有者等による引取りの申出がない場合は、同日以後に東海市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年東海市条例第55号）第10条第2項の規定により廃物として認定し、同条例第11条の規定により市長において処分等をする。この場合において、市長は、同条例第15条第2項の規定により、当該放置自動車の所有者等に対し、当該自動車の処分等に要した費用を請求する。

令和6年4月22日

東海市長 花田勝重

車名	車種	塗装色	登録番号	車台番号	放置されていた場所
三菱 ミニカ	軽乗用	銀	不明	不明	浅山二丁目 143番地先路上